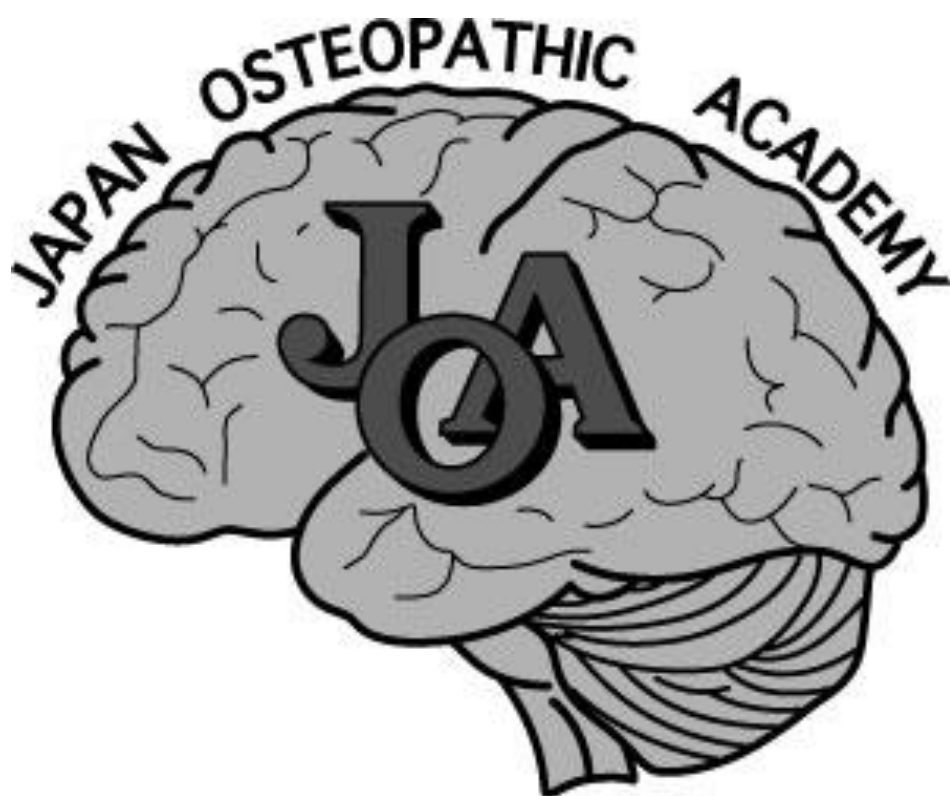


会 則



日本オステオパシー学会
JAPAN OSTEOPATHIC ACADEMY

日本オステオパシー学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は日本オステオパシー学会と称する。

第2条

本会は事務所を東京都杉並区西荻南2-26-2 ワイズビル1Fに置く。

(目的)

第3条

本会はオステオパシーの哲学、学理、技術の啓蒙と普及、発展を計り国民の保健と体位の向上に寄与し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする

(事業)

第4条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)国民の保健と体位の向上に関する事項。
- (2)オステオパシーの教育と普及。
- (3)会員の学理、技術に関する事項。
- (4)会員の福利増進に関する事項。
- (5)その他、目的達成に必要な事項。

(構成)

第5条

本会の目的趣旨に賛同し、入会した正会員と準会員によって構成する。

- (1)正会員は医師、歯科医師、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師、理学療法士、看護師等の医療国家資格を有するもの、もしくはジャパン カレッジ オブ オステオパシーの卒業生および海外のオステオパシー教育機関卒(OIA の教育推奨基準のインターン1000時間以上を含む4200時間以上の教育)とし、本会の認定基準に適合し、認められたものとする。
- (2)準会員は全項の条件を満たさないものとする。

第2章 会員

(入会)

第6条

本会に入会しようとする者は、本会の主催する国際セミナー(4日間)または国内セミナーに5回以上出席しなければならない。

2. 本会に入会しようとする者は所定の入会申請書(様式 1)と、別に定める必要書類を添えて会長に提出し、理事会の議を経て、会長の承認を得なければならない。
3. 入会を承認された者は本会所定の誓約書(様式 2)に入会金、会費を添えて提出しなければならない。但し、ジャパン カレッジ オブ オステオパシーを卒業した者で、卒業後1年以内は入会金を免除される。

(会費等)

第7条

会員は理事会において別に定める会費、負担金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは退会届(様式 3)を会長に提出しなければならない。但し、会員が次の各号の一つに該当するときは退会とみなす。

(1) 死亡したとき。

(2) 会費を1年分以上納入せず、本人に対し納入催告をし、なお納入しないとき。

(除名)

第9条 本会は会員が本会の名誉を著しく毀損するような行為を行ったときは理事会の議を経て、除名もしくは資料の交付を差し止め、研修会出席の禁止、及び期間を定めて会員の資格を停止することができる。

(搬出金品の不返還)

第10条 会員及び退会または除名された会員が既に納入した入会金、会費等の搬出金品は返還しない。

第3章 会員

(種別)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1～2名

(3) 会計 1名

(4) 理事 5～10名(会長、及び副会長を含む)

(5) 監事 1名

(選任)

第12条 会長、副会長、会計、理事、監事は理事会において正会員の中から選任する。

2. 役員に欠員が生じたときは、理事会で補欠の選任を行う。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し会務を統理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の定める順位によりその職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、会長の指示により会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき、または欠けたときは、理事会の議を経て会長及び副会長の職務を行う者を定めその職務を行う。

4. 監事は、本会の会計及び財産の状況を監査する。

(任期)

第14条 役員任期は、4年とする、但し補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第15条

役員が法令、会則もしくは総会に反し、若しくは役員として、ふさわしからぬ行為があったとき、または心身の故障のため職務に耐えられないと認められたときは、理事会の決議を経て、その役員を解任することができる。

第4章 顧問・相談役及び名誉会長

(顧問・相談役)

第16条

本会に、顧問・相談役を若干名置くことができる。
2. 顧問・相談役は、学識経験者または、特に本会の発展に寄与した会員を理事会の決議を経て会長が委嘱する。
3. 顧問・相談役は、会長の諮問に応じて、本会の各種会議に出席して、意見を述べることができる。但し総会における会員としての表決を除き、表決に加わることはできない。
4. 顧問・相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(名誉会員)

第17条

本会に特に貢献のあった者や国際的な交流の面において特に本会に寄与した者及び寄与すると思われる者に対して理事会の決議において名誉会員として認めることができる。
名誉会員は入会金及び会費は免除される。その他割引については会員並みとする。

第5章 会議

(種別)

第18条

本会の会議は、理事会並びに総会とする。
2. 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条

理事会は理事をもって構成する。
2. 総会は会員をもって構成する。

(権能)

第20条

総会は、この会則に別に規定するものの他、次の事項を審議する。
(1) 事業計画及び予算に関する事項。
(2) 事業報告及び決算に関する事項。
(3) 理事会において総会に付することを相当と認めた事項。
2. 理事会は、この会則に別に規定するものの他、次の事項を審議する。
(1) 事業計画及び予算に関する事項。
(2) 事業報告及び決算に関する事項。
(3) 会則の規定、変更及び廃止に関する事項。
(4) その他本会の運営に関する重要事項。

(開催)

- 第21条 通常総会は、会計年度終了後 120 日以内に開催する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき開催する。
 3. 理事会は、会長が必要と認めるとき、または理事の2分の1以上から「会議の目的たる事項」を書面で示して請求があったとき開催する。

- 第22条 会議は会長が招集する。
2. 会議を招集するには、構成員に対して「会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所」を示して、開会の日の5日前までに文書もしくは E メール等の電磁的方法を以て通知しなければならない。

(議長)

- 第23条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
2. 総会の議長はその会議において出席会員の中から選任する。

(議決)

- 第24条 理事会の決議は、出席理事の過半数を以て決し可否同数のときは、会長の決するところによる。
2. 総会の決議は、この会則に別に規定するものの他、各々出席した構成員の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 3. 準会員及び名誉会員は、議決権をもたない。

(議事録)

- 第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所。
 - (2) 構成員の現在数。
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び理事会は理事の氏名。
 - (4) 決議事項。
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨。
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人1人以上が署名捺印しなければならない。

第6章 会計

(会計)

- 第26条 本会の会計は、次に掲げるものを以て構成する。
- (1) 入会金、会費及び負担金。
 - (2) 寄付金品。
 - (3) 事業に伴う収入。
 - (4) その他の収入。

(予算及び決算)

- 第27条 本会の収支予算は、年度開始前に総会の決議により定め、収支決算は年度終了後 120 日以内に監事の監査を以て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第29条 この会則の変更は、理事会において出席理事の4分の3以上の同意を得て議決される。

(解散)

第30条 本会は、理事会の議決に基づいて解散することができる。

2. 解散は理事全員の同意を得なければならない。
3. 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て決定する。

(精算人)

第31条 本会が解散したときは理事が精算人となる。

第8章 付則

(施行年月日)

第32条 本会則は2002年4月1日より施行する。

(変更年月日)

第33条 本会則の変更年月日を次に記載する。

- (1) 2006年
- (2) 2012年6月17日
- (3) 2013年5月12日
- (4) 2016年12月26日
- (5) 2017年1月26日
- (6) 2019年7月7日
- (7) 2020年2月16日
- (8) 2020年7月5日

(認定)

第34条 オステオパスの認定は、JOF(日本オステオパシー連合)のMRO(J)認定に準ずる。

(契約の締結)

第35条 本会は、公衆衛生上必要な保険その他の取り扱いについて団体契約を締結することができる。

(細則)

第36条 本会の運営、この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て細則を定める。

会則施行細則

第1章 会員に関すること

(入会)

第1条

会則第6条に定める入会申請書(様式1)には、次の各号のいずれかの定めに従って必要な事項を記載し、また、それぞれに必要な書類を添えて提出しなければならない。

2. 会則第5条第1項に定める資格を有するもの。(正会員対象者)

①住所、氏名。生年月日(西暦)。

②卒業した養成施設の名称とその年月日。

③医療国家資格の免許証の写し。

④開業または勤務の病院、診療所または施術所の名称及びその所在地、開設者の氏名

⑤本会所定の必要書類に必要な事項を記載したもの。

(入会金及び年会費)

第2条

本会の入会金は50,000円とする、年会費は46,000円とし、半年分の分納を認める。但し、物価の変動により変更する。

2. 賠償保険は前もって納入された会費によって充填されるので、事前の会費未納者については保険が適用されない。

(休会)

第3条

理由を休会届(様式4)にて提出し理事会に認められた者で期限は1年間とする。

延長の場合は再度書類を提出し理事会の承認を必要とする。その間は会費を免除する。復会の場合は、復会届(様式5)を提出しなければならない。

(産休・育休)

第4条

産休は女性会員のみ、期限は最大6ヶ月とする。

育休は男女会員とも期限は最大2年間満3歳までとする。

申請は、所定の用紙(様式6)に記入の上、提出することによってできる。

申請受付は、会費等の更新時期(4月、9月)に合わせて受理する。(各前月の10日までに事務局に申請する)

一度納入している会費等は返還不可。

産休・育休中は会費を免除する。賠償保険停止にともない施術は不可。

産休・育休中も月例の案内とJOAジャーナルは発送する。

JOA 国際セミナーの30,000円割引(本人に限り有効、期限は出産から5年間)を出産助成金として支給。

(MRO(J)認定試験)

第5条

MRO(J)認定試験願書における本会からの推薦は下記の条件を満たしたものとする。

①本会の在席期間が3年以上あること(休会期間は含まれない)。

②在席中に当会主催の国内及び国際セミナー、日本オステオパシー連合主催の国際セミナーを合計200時間以上受講し、会長推薦を得たもの。

(会費滞納)

第6条 休会の連絡なしに会費滞納をした場合、1ヶ月以内に退会勧告、2ヶ月をすぎると自然退会とする。自然退会までの会費未納分は後日月割で請求する。
滞納期間中のセミナー参加は、一般扱いとする。

(オステオパシー施術における禁止事項)

第7条 私的な部位に対し検査や施術を行う場合、必ず施術を受ける本人に説明して口頭(書面推奨)にて同意を取ることとする。なお高校生未満は保護者の同意を必要とする。
私的な部位は、(口腔、乳房、鼠径、恥骨、会陰、直腸肛門)ただし、現在の日本におけるオステオパシーの法的立場、今後の影響を鑑み、乳房、膣、直腸肛門へのダイレクトアプローチは同意があったとしても禁止事項とする。
違反したものは除名処分とする。

第2章 付則

(細則の変更)

第4条 本細則の変更は、理事会の議決による。

(施行年月日)

第5条 本細則は、会則が施行される日から施行される。